

千代田区行政委員会委員の報酬のあり方に関する検討委員会第1回会議記録概要

日 時：平成23年1月18日（火）午後1時～午後2時40分

場 所：千代田区役所8階 第4委員会室

出席者：（委員）4名（定数5名、欠席1名：松江委員）

（説明者）総務職員課長

（事務局）政策経営部長、総務職員課長、総務職員課職員

発言者	発言内容
区長	<p>【午後1時 開会】</p> <p>【委嘱状交付】</p> <p>【委員紹介】</p> <p>【区長挨拶】 千代田区は、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員の3つの行政委員会がある。各委員に対する報酬については、条例制定当初から、月給で支給されているのが全国的に見て一般的であった。しかしながら、最近の状況は、裁判所において月給制が違法であるとの判決が地裁及び高裁で出ている。一方で、月給制が必ずしも違法ではないとの判決も出ている状況である。このような状況の中、大変難しい課題ではあるが、是非、市民感覚でどうあるべきかを大所高所からご議論賜りおまとめいただきたいと思う。</p> <p>23区でも、様々な意見があり、ある行政委員会については日額にするという判断も出ており、我々も非常に悩んでいる。それぞれの行政委員会の委員の性格論も様々にあるかと思うので、いろいろな角度からご議論賜りおまとめいただければ幸いである。</p>
総務職員課長	<p>【職員紹介】</p> <p>【会長選出】 会長に武藤委員を選出</p>
武藤会長	<p>初めに、当委員会の運営についてお諮りする。当委員会の会議の公開・非公開（傍聴の可否）及び会議記録の公表について皆さんの意見をお聞きしたい。</p> <p>行政の透明性ということから、原則公開とする。但し、委員の実態を知るために事務局長へのヒアリングを行う場合、個別の委員のプライベートな部分にもわたることも考えられるので、ヒアリングを行う回は非公開としては如何か。</p>
小幡委員	<p>必要に応じて非公開という措置でよいのではないか。</p>
外山委員	<p>会長が言うように原則公開で、個々の議がある場合には非公開にするということで進めることでよいのではないか。</p>
武藤会長	<p>会議記録については、要点記録でお願いしたい。ヒアリング実施回の会議でも、会議記録は非公表ではなく、公表する。但し、プライバシーに関わる部分は、削除なり、名前を伏せるなりの配慮をすることでよろしいか。</p> <p>また、資料の取扱いについては、公表されていないデータも中にはあるので、傍聴者は会議終了後、資料を回収させていただくかたちをとら</p>

	せていただく。
総務職員課長	【資料説明】
小幡委員	青森県と熊本県の月額と日額の併用とは。
総務職員課長	例えば、月額20万円支給していたものを、月額を10万円にし、1回の勤務につき1万円支給するといった、月額と日額を合算して支給するのが月額と日額の併用である。
小幡委員	基本給のようなもの。
政策経営部長	次回に、月額と日額の併用の資料をお示しする。
小幡委員	選挙管理委員会などは、最近の名古屋市のようにものすごい勤務日数になることもある。その場合、日額で計算すると、固定の月額制を超えてしまう可能性はあるのかなと思う。
外山委員	関連して、選挙管理委員や監査委員は季節によって月額が変動することはなかったのか、一律なのか。
総務職員課長	月によって変動することはない。
吉川委員	選挙がある場合には日数が多くなるが、特別手当のようなものはあるのか。
総務職員課長	特別手当はない。選挙があってもなくても、月額は一定である。
外山委員	住民からの要求があった場合に、急遽、監査をしなければならないことも念頭においているのか。
総務職員課長	通常業務にプラスして入ってくるということが現実問題としてある。選挙の場合も、3つぐらい選挙が続いたこともあるし、1年間何もなかったという年もある。ただ、月額制の考え方からすれば、選挙があったとしても割増はない。
吉川委員	行政委員の職業は兼務しているのか。それとも専門職か。
政策経営部長	非常に難しいところである。普通のサラリーマンとしてお勤めの方は現実問題、厳しいものがあり、結局、時間の都合をつけられる方が選ばれる可能性が高いと思う。
総務職員課長	例えば、監査委員は学識経験者で大学教授がメンバーであるとか、教育委員会委員は保護者を委員にするとか、など委員会によって構成メンバーが変わってくる。
吉川委員	今までの委員の特徴とか、参考になることがあればお聞かせ願いたい。
武藤会長	各委員会の委員がどういうかたちで選ばれてきたのかについては、各行政委員会の事務局長にヒアリングをする時に教えていただければと思う。 ただ、実態を把握しないとイケない。例えば、選挙管理委員会はどういうことをやっているのかを、資料だけでは実態は読み込めない。違法

	<p>判決が出るのも、実態が月額報酬にそぐわないという判断があるからだと思うので、千代田区では実態はどうか、ということを確認しなければいけない。</p>
<p>外山委員</p>	<p>行政委員の報酬の決定方法は、23区横並びなのか。あるいは千代田区独自のものなのか。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>23区が同じやり方で行ったのかどうかはわからないが、結果として23区全体を見ると似たような金額になっている。</p>
<p>政策経営部長</p>	<p>この経過については、調べてみたがわからない。50年前は東京都の内部団体だったこともあり、様々な面で23区統一横並びが多かったと思う。最近では各区内で、独自に審議会や住民の意見を聞き、その自治体のあり方を決めていくということになっているが、昔はそうではなかった。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>委員の報酬は委員長報酬の8割、それ以前は委員長報酬の6割だったとか、その合理的な根拠は何かと言われるとなかなか難しいと思う。</p> <p>また、区長の給料改定率を現行報酬額に乗じて算出するという、区長を基準とする算出方法も記されている。これは、特別職報酬等審議会でも、区長の給料額をまずどうするかを考え、そこから区議会議員の報酬額が出て、そして議員の報酬額が出るという、やはり基本となる区長の給料額が決まれば特別職は決まるかたち。その考え方の延長線上に行政委員会委員の報酬も出てくるということ。</p> <p>本当に8割がいいのか、5割がいいのか、というのは、なかなか難しい。これまでの経緯を考え、その経緯を変更するに足る変化があったかどうか、特になければ変える理由がないということで、前回の報酬審では、そうした比率については従来どおりということで考えた。</p> <p>小幡委員にお尋ねしたい。平成22年4月27日の大阪高裁の判決は、選挙管理委員長は議会の裁量の範囲内であるが、その他の委員については裁量の範囲を逸脱して違法であるという判決に対し、平成22年11月の判決では、月額でも違法であるとはいえないとある。その場合、大阪高裁としての判決は、後から出た方が前の判決を否定するとか、判決間の関係はどうなのか。</p>
<p>小幡委員</p>	<p>個別事例ごとの判断であり、しかも、大津と神戸で事案が異なるので関係はない。判決の理由づけがどうなっているか。それぞれの構造的なものが多少、実態が違っている可能性もある。ただ、下級審レベルでは、解釈は分かれるので結構よくあることである。</p> <p>議会が条例で定めれば月額にできると書いてあるわけなので、議会になるべく裁量を認めようという下級審と、あまり裁量を認めず、実態を比べて2倍以上であるとだめと言うか、幾らでもある話である。それが最高裁で何か言えば一応決着はつく。</p> <p>違法判決の後、違法ではないという判決が続いている状況なので、このような検討委員会を組織し、実態を把握した結果、ここの区ではこのようにやったという実績があれば、裁判になったときも検討委員会の検討状況も示すことができれば説得力は増す。何もせず、昔から決めていたのずっと月額できた、全く顧みていないという状態で裁判を迎えたら結構きついなと思う。</p> <p>こういう場で議論するのは、ある意味自由ではある。</p> <p>責任がある行政委員であるから、しかるべき報酬や処遇をしてお願いをすることから、その点もきちんとここの検討委員会で議論をするべきではないか。</p>

吉川委員	<p>この報酬はいつぐらいから始まったのか。最初から月給制なのか。 今回の千代田区も、この検討委員会を設ける目的が、経費を考え直すという観点からの切り口なのか、あるいは世の中がこのような感覚になってきているので改めて見直そうという観点なのか、どういう角度から考えたらいいのか。</p>
武藤会長	<p>むしろその点は、この検討委員会で考える、どういう点を重視するかである。全体の動きの中で、大きく価値観が変わっていくような時代には一步踏み出すような側面が強い。あるいは、そうではなく、活動を中心に見ていき、その業務の対価としての報酬ということを重視すべきではないか、また、専門知識としての存在感のようなものを重視すべきということになると、報酬の額は相当違ってくる。この検討委員会で考えるのは、これまでどうであったのかということと、今後はどうすべきかということ。 先ほどの吉川委員の質問の、歴史的な点はどうか。</p>
総務職員課長	<p>教育委員会委員の報酬については、昭和27年に、委員長が月額1万4,000円、副委員長が1万500円、委員が7,000円、議員選出の委員が3,500円。選挙管理委員会については、昭和23年に、委員長が月額5,000円、委員が2,500円。監査委員は、昭和22年に、識見委員が月額800円、議員選出委員が400円となっており、昭和20年代の条例制定当初から月額となっている。</p>
武藤会長	<p>他区の動きの中で、日額にする議案が提出され、否決されるということがある。この検討委員会でも、日額にする提案をしても、議員にも納得してもらえるような論理構成ができないと、否決される可能性もある。</p>
小幡委員	<p>参考までに判決文を揃えてほしい。</p>
政策経営部長	<p>お時間をいただければ、私どもで揃える。</p>
外山委員	<p>世田谷区の意見書や全国知事会の報告書も少し読む必要があると思うが如何か。</p>
武藤会長	<p>世田谷区の事例と、日額にした新宿区は昨年の8月に報酬審の意見が出ているので、参考にする。</p>
武藤会長	<p>次回から本格的な議論か、ヒアリングをすることにして、今後どのように進めていくか意見をいただきたい。 実態把握については、行政委員会の事務局長に説明していただく。市民的な立場から、委員活動が月額報酬として納得できるものなのかどうか、活動量との関係、仕事との関係を把握しなくていけない。 したがって、議論と同時に活動の実態を教えてもらう必要があると思う。</p>
小幡委員	<p>活動実績、何日、どのように来て勤務しているのかというのは、書面ですぐ提出できるのか。</p>
総務職員課長	<p>活動実績等の日数は、ある程度、各委員会事務局で出してもらえる。</p>
小幡委員	<p>例えば、定例会は何時間ぐらい拘束されるのかとか。選挙関係業務16回というのは一体1回何時間ぐらいなのかというのが、素朴な疑問である。</p>

政策経営部長	それぞれの事務局で把握している。
武藤会長	拘束時間は何時間か。通常の作業とは異なり、行政委員会委員は、知的な専門性が求められる特別職である。行政委員としての専門性が発揮されるべき会議はどのくらいあるのか。そのような内容がわかる、実態がわかる資料を提出していただいて、ヒアリングしてはどうか。
総務職員課長	事務局長なり庶務担当係長が一番実態を把握しているので、定例会の回数などについて細かい資料をつくり、更に事務局がそれを補足するかたちで説明するのが一番分かりやすい。
小幡委員	日額の場合、新宿区は、例えば2時間だけでも日額で払うのか。
総務職員課長	そのとおりである。
政策経営部長	それぞれの委員会によっても違いがあり、活動によっても違いがあり、委員会をやっている時間だけでそれを決めてよいのか。 教育委員会は学校への視察もある。選挙管理委員会は選挙を実際に管理しているときは選挙会場をまわったり、明るい選挙推進委員会の会議等実態はいろいろ違う。 委員会だけでどうなのかということも決められないので、そのあたりをどういう実態で活動しているのかを皆さんにご理解いただかないと難しいと思う。
外山委員	地方自治法第203条の2に規定されている、日額支給されている委員の報酬を提示いただきたい。つまり、今、日額で支給しているものにはどんなものがあって、どのくらいかをお示しいただきたい。 あと、23区は共同で人事委員会を設置しているが、人事委員会委員の報酬額は調べることはできるか。
政策経営部長	オープンになっているので、調べることはできる。
武藤会長	小幡委員、外山委員、私は研究者なので、考え方の論点のようなものを少しお考えいただくことでお願いしたい。 ヒアリングをし、実態を把握した上で考え方を整理する。23区では、新宿区のように日額制に動き始めるところが出てきた。そこを千代田区が日額制に踏み出すと、23区の大きな流れをつくることになる。一方、千代田区が検討委員会を立ち上げて月額制を維持するとなると、大きな流れに棹をさすのか、釘を刺すのか、そういう判断になると思う。その意味では対外的な動きも見なくてはいけない。
小幡委員	名古屋市の選挙管理委員会の事例では、作業は事務局がするにせよ、異議がでていくわけだから、署名の一つ一つを見て委員が判断をすることになるので大変だと思う。 地方自治法上、直接請求が予定されているので、国の選挙だけではなく、いつ直接請求があるかわからない。そういう点をどう考えるか。
武藤会長	逆に言うと、日額制のほうが月額制よりも額が大きくなって、報酬としての意味がでてくるということになれば、日額のほうが合理的。
小幡委員	ただ働きのようなこともあり得るということを前提にすると、むしろ、いいということになるかもしれない。多分、名古屋市のようなことでも

事務局	<p>ない限り、大体は違うのであろう。したがって、日額と月額併用の場合は、なかなか上手だなと思って聞いていた。</p> <p>大津地裁の訴訟は、監査委員は入っていなかったか。</p> <p>入っていない。</p>
小幡委員	<p>監査委員は別だと思う。監査委員は常時やってもらって、かつ、責任も重いので日額はなじまないかなとも思う。ただ、逆に月額では折り合わないという話になるかもしれないので、これも併用制もいいのかもわからない。</p>
武藤会長	<p>今日は議論はこの程度にして、次回の日程調整をしたい。</p>
武藤会長	<p>【日程調整】</p> <p>次回は、3月9日、11日、22日で調整をし、事務局から改めて通知する。</p> <p>【午後2時40分 閉会】</p>